

佐賀県告示第三百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成二十一年十一月二十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
歯科嘉村医院	佐賀市富士町大字中原四七七番地	平成二一・八・四
森寺歯科医院	佐賀市本庄町大字袋四〇八番地一五	平成二一・八・一
大島レディースクリニック	小城市小城町七二三番地二四	平成二一・七・一
前山歯科医院	佐賀市水ヶ江五丁目八番一九号	平成二一・七・五
いわせ歯科医院	唐津市和多田先石三番三九号	平成二一・五・二二
山口小児科クリニック	唐津市新興町二九一五番地	平成二一・九・二
荒木産婦人科医院	鳥栖市田代外町四七九番地	平成二一・九・一
白浜整形外科医院	鹿島市大字納富分二七三五番地	平成二一・八・七